附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別記認可申請書様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第五号

森林組合法施行令及び組合等登記令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七十八号）の施行に伴い、並びに森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、森林組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十九日

農林水産大臣　野上浩太郎

森林組合法施行規則の一部を改正する省令

森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　管理 第一節～第四節　（略） 第五節　会計帳簿 第一款　（略） 第二款　資産及び負債の評価（第九十五条―第九十六条の三） 第三款　（略） 第三章　解散、合併、分割及び清算（第九十九条―第百四条） 第四章～第七章　（略） 附則	目次 第一章　（略） 第二章　管理 第一節～第四節　（略） 第五節　会計帳簿 第一款　（略） 第二款　資産及び負債の評価（第九十五条・第九十六条） 第三款　（略） 第三章　解散及び清算（第九十九条―第百四条） 第四章～第七章　（略） 附則
（組合の事業活動の概況に関する事項） **第六十五条**　前条第一号に規定する「組合の事業活動の概況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項）とする。 一・二　（略） 三　当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。） イ～ニ　（略） ホ　事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当該組合が存続するものに限る。）、分割（吸収分割（法第八十八条の二第一項及び第百八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。）及び新設分割（法第百八条の十二第一項に規定する新設分割をいう。以下同じ。）をいう。）その他の組織の再編成 四～六　（略） （組合の運営組織の状況に関する事項） **第六十六条**　第六十四条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。 一　前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項 イ　（略）	（組合の事業活動の概況に関する事項） **第六十五条**　前条第一号に規定する「組合の事業活動の概況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項）とする。 一・二　（略） 三　当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。） イ～ニ　（略） ホ　合併（当該合併後当該組合が存続するものに限る。）その他の組織の再編成 四～六　（略） （組合の運営組織の状況に関する事項） **第六十六条**　第六十四条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。 一　前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項 イ　（略）